

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
42	子育て世帯に対する給付金給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は子育て世帯への給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て世帯に対する給付金給付事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活への給付金を支給する。
③システムの名称	臨時給付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯臨時給付金	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1の別表第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部 こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[〇]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	合志市情報セキュリティポリシー及び合志市特定個人情報の取扱いに関する管理規程に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置等を講じている。 特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保存することを徹底している。また、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記載された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数	2022/7/1	2023/3/14	事後	
令和5年3月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	令和4年7月 1日	2023/3/14	事後	
令和6年3月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数	2023/3/14	2024/3/15	事後	
令和6年3月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	2023/3/14	2024/3/15	事後	
	「Ⅰ 関連情報」 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項別表第一の100,101の項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条	番号法第9条第1の別表第135項番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	
	「Ⅰ 関連情報」 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号及び別表第二の121の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	
	「Ⅰ 関連情報」 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部子育て支援課	こども部 こども未来課	事後	
	「Ⅰ 関連情報」 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	こども未来課長	事後	
	「Ⅳリスク対策」 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	[○]委託しない	事後	
	「Ⅳリスク対策」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	十分である	[○]提供・移転しない	事後	
	「Ⅳリスク対策」 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	[○]接続しない(入手)	事後	
	「Ⅳリスク対策」 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	[○]接続しない(提供)	事後	
	「Ⅳリスク対策」 8. 人手を介在させる作業	—	[○]人手を介在させる作業はない	事後	
	「Ⅳリスク対策」 10. 従業員に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	
	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
	「Ⅳリスク対策」 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	2) 十分である	事後	